

朝明中学校区の教育環境課題に対する解決方針の検討

平成 29 年 3 月
教育委員会

1. これまでの検討

教育委員会では、大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題を解決するため、朝明中学校を分離して（仮称）大矢知中学校を新設する手法（**分離新設**）、その後朝明中学校を移転して新たな朝明中学校を建設する手法（**移転建替**）を検討してきた。

いずれの手法においても、大矢知地区の観音山付近に中学校を立地することで、大矢知地区の教育環境課題を解決するとともに、朝明中学校及び大矢知興譲小学校の施設課題を併せて解決しようとしてきた。

2. 森市長の課題解決への考え方

- ・朝明中学校の移転建替によって、大矢知地区の課題は一定解決するものの、他方に別の課題を生じさせることになる。将来の生徒数推計や、他の中学校との比較から見ても問題がある。⇒ **朝明中学校移転建替は中止**
- ・小学校の課題と中学校の課題はそれぞれ切り離して解決を図るべきである。大矢知興譲小学校については、改築を含めて対応を検討する。

3. 朝明中学校の移転を中止し、小中の課題を分離して解決を図ることに対する教育委員会の整理

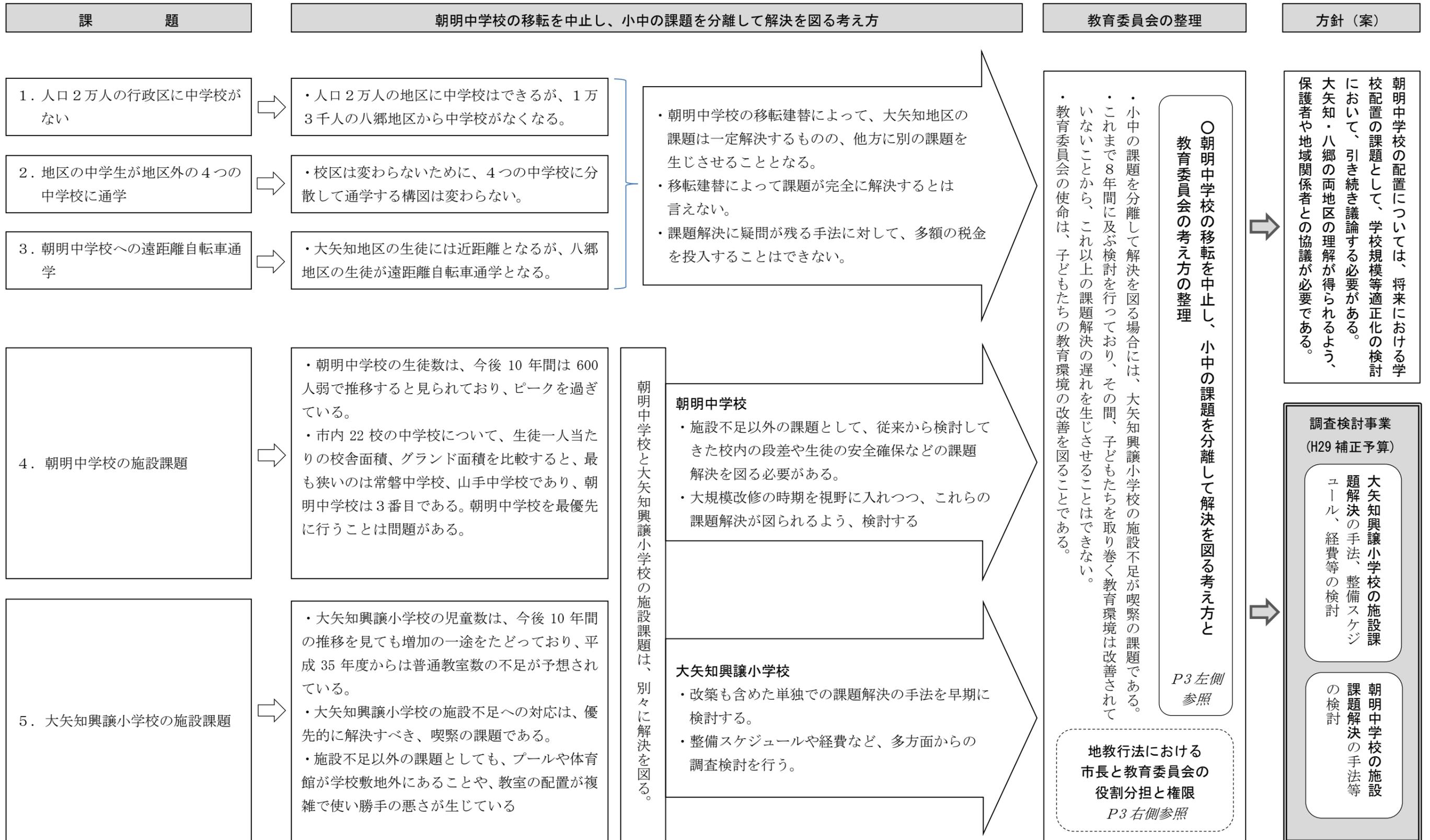
＜前提となる考え方＞

- ・教育委員会の使命は、子どもたちの教育環境の改善を図ることである。
- ・これまで8年間に及ぶ検討を行っており、その間、子どもたちを取り巻く教育環境は改善されていないことから、これ以上の課題解決の遅れを生じさせることはできない。
- ・小中の課題を分離して解決を図る場合には、今後の児童数推計から、大矢知興譲小学校の施設不足が喫緊の課題である。

＜大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題解決に向けた検討経緯＞

年月日	事象
H21. 11. 24	議員説明会 ・大矢知地区の諸事情を総合的に勘案し、中学校を大矢知地区に設置する方向で検討に入ることを説明（ 分離新設 ）
H22. 11. 17	・大矢知地区連合自治会、学校建設委員会が「中学校の早期完成と興譲小学校の改善と保全の嘆願書」を、10,554名の署名を付して市長及び教育委員会あてに提出
H22. 12. 24	・四日市市総合計画基本構想及び基本計画修正可決 「児童生徒数の動向を踏まえながら、昭和30年代校舎などの計画的な改築及び地域における課題に対応する学校の新設を行います」
H23. 3. 23	・平成23年度（仮称）大矢知中学校新設事業費予算可決（基本構想策定業務・造成設計業務（H23））
H24. 3	・（仮称）大矢知中学校新設基本構想策定
H24. 3. 23	・平成24年度（仮称）大矢知中学校新設事業費予算可決（造成設計業務（H24）・用地取得費） ・附帯決議 「（仮称）大矢知中学校新設事業については、平成24年度中に中学校の通学区の変更も含めた、学校規模適正化計画を策定し直し、新設に伴う周辺中学校の学習環境にどのような影響が及ぶのかを明らかにするとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明すること。」
H25. 3	・四日市市学校規模等適正化計画改訂（平成24年度版）
H25. 3. 22	・平成25年度（仮称）大矢知中学校新設事業費（造成・建築設計業務、H24繰越）予算否決（繰越予算の一部を除く。）
H25. 9. 5	・大矢知地区連合自治会、学校建設委員会が（仮称）大矢知中学校新設事業継続の要望書を、10,098名の署名を付して市議会あてに提出
H26～H27	・教育環境課題調査検討事業により、朝明中学校区における課題を再整理するとともに、課題解決のための手法（ 分離新設 、 移転建替 ）を絞り込み
H28. 1. 25	議員説明会 ・市の方針として、大矢知地区の教育環境課題及び朝明中学校の教育課題解決のため、朝明中学校移転建替事業を位置づけ（ 移転建替 ）
H28. 3	・平成28年度教育環境課題解決方策策定事業費（朝明中学校移転建替基本構想策定業務）予算可決 ・附帯決議（3項目） 「1. 予算の執行に当たっては、八郷地区住民への説明・協議を先行させると共に、八郷地区および事業の影響が及ぶ関係地域の理解を得ながら進めること。」
H28. 7. 20	・八郷地区連合自治会が、朝明中学校移転建替に反対する旨の要望書を、11,396名の署名を付して市に提出
H29. 1	・森市長の所信表明 「朝明中学校の移転を行わず、小学校の課題と中学校の課題を切り離して解決を図る」

大矢知地区および朝明中学校区の教育環境課題解決策について



朝明中学校の移転を中止し、小中の課題を分離して解決を図る考え方と教育委員会の整理の方向性

教育環境課題	朝明中学校の移転を中止し、小中の課題を分離して解決を図る考え方	移転中止、小中分離の考え方に対する教育委員会の整理の方向性
1. 人口約2万人の大矢知地区に中学校がない	中学校の場所が変わらないことから、大矢知地区に中学校がない現状は変わらない。 学校配置の課題として、学校規模等適正化の検討において引き続き議論する必要がある。	○今後、学校配置の課題として検討を進めるとともに、大矢知地区と八郷地区の双方の理解が得られるよう、両地区の保護者及び地域関係者との協議が必要である。
2. 大矢知地区の中学生が地区外の4つの中学校に通学	中学校の場所が変わらないことから、大矢知地区の中学生が地区外の4つの中学校に通学する現状は変わらない。 学校配置の課題として、学校規模等適正化の検討において引き続き議論する必要がある。	○今後、学校配置の課題として検討を進めるとともに、大矢知地区と八郷地区の双方の理解が得られるよう、両地区の保護者及び地域関係者との協議が必要である。
3. 朝明中学校への遠距離自転車通学	中学校の場所が変わらないことから、遠距離自転車通学の現状は変わらない。 学校配置の課題として、学校規模等適正化の検討において引き続き議論する必要がある。	○今後、学校配置の課題として検討を進めるとともに、大矢知地区と八郷地区の双方の理解が得られるよう、両地区の保護者及び地域関係者との協議が必要である。 ○通学上の安全確保（通学路整備等）については、引き続き検討が必要である。
4. 朝明中学校の学校施設不足	将来の生徒数増を見込んだ施設不足は解決しない。 ただし、段差や校内の安全確保等については、近く予定されている大規模改修の時期を見据えて解決できる手法を検討することで、教育環境を改善できる。	○一般的な大規模改修においては、屋上防水や外壁改修、内装塗装等が主な改修内容である。大規模改修に加えて、段差や校内の安全確保等の課題を解決するための効率的な手法や必要経費について、調査検討する必要がある。
5. 大矢知興譲小学校の学校施設不足	改築を含めた課題解決を図ることで、将来の児童数増を見込んだ施設整備が可能となるほか、校地を有効活用することで体育館やプールの配置を含めた、施設課題の解決が可能である。	○将来の児童数増を見込んだ施設規模や整備スケジュール、効率的な施設配置など、抜本的な課題解決に向けた多方面からの調査検討が必要である。

地教法における市長と教育委員会の役割分担と権限

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1) 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

(2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

（略）

（長の職務権限）

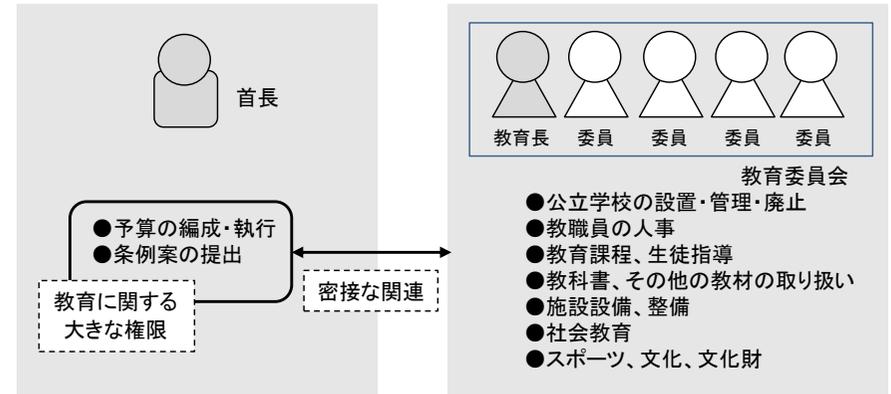
第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

（略）

(4) 教育財産を取得し、及び処分すること。

(5) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

(6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）
（平成27年4月1日施行 文部科学省）より

○首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
○首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

教育委員会での検討のまとめ

教育委員会では、大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題を解決するため、これまで調査検討を進めてきた。しかしながら、平成21年11月に議員説明会において「大矢知地区の諸事情を総合的に勘案し、中学校を大矢知地区に設置する方向で検討に入る」ことを説明してから8年の間、子どもたちを取り巻く教育環境は改善されていない。教育委員会の使命は、子どもたちの教育環境の改善であることに鑑みれば、これ以上の課題解決の遅れを生じさせることはできない。

これまで検討を行ってきた朝明中学校の分離新設案及び移転建替案においては、いずれも大矢知地区に中学校を立地することで、大矢知地区の教育環境課題を解決するとともに、朝明中学校及び大矢知興譲小学校の施設課題を併せて解決しようとしてきた。

これに対して、前回の総合教育会議で市長からは、朝明中学校移転建替は中止し、小学校の課題と中学校の課題はそれぞれ切り離して解決を図るという考え方が示された。この考え方について、大矢知地区及び朝明中学校区の教育環境課題と解決手法の整理を行ったところ、学校規模等適正化における配置の課題として、関係地域の保護者等と今後協議を行っていくべき課題と、大矢知興譲小学校及び朝明中学校の施設課題として対応すべき課題とに再整理することができた。

もとより、地教行法における市長と教育委員会の役割分担と権限では、教育財産を取得し、及び処分すること、教育予算の執行は市長の権限である。こうした中で、平成27年4月の地教行法の改正により、市長が招集する総合教育会議の設置が義務付けられたが、総合教育会議の目的は、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にすることである。今回の件についても、総合教育会議で市長と教育委員会が協議を行い、解決手法の方向性を共有した上で教育環境課題の解決に向かうことが重要である。

上記のことについて総合的に検討し、以下の結論を導いた。

小中学校の施設課題については、喫緊の課題となる大矢知興譲小学校の施設課題の解決に向けた調査検討事業に取り組む。同時に、朝明中学校については大規模改修の時期に併せて、安全対策などの施設課題の解決を図るための調査検討事業に取り組む。

一方で、朝明中学校の配置のあり方については、学校規模等適正化における配置の課題として、関係地域の保護者等と今後協議を行っていく。

こうした考え方のもと、施設課題の解決のための2つの調査検討事業について早急に取り組む必要があるため、平成29年度補正予算を見すえた予算要求を行いたい。